

議 事 録

議 長 ただいまから、令和6年6月定例農業委員会を開会させていただきます。

 まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

 なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといいたします。

事務局 本日の傍聴希望者は2名です。

 なお本日の委員会は、農業委員定数14名中12名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。

 また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 それでは傍聴の入室を許可します。

 (傍聴者入室)

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は7件、ご報告申し上げます案件は1件となっております。

 署名委員は、新谷委員と宗野委員です。

 最後まで、よろしくお願い申し上げます。

 それでは議案第18号案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書について

 【1番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第18号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

 【地図説明】

 調査日は5月27日、設定人と面談及び現地確認をしました。被設定人と設定人は親子関係であり、●●●●●●番●・田・●●●㎡の使用貸借の権利を設定して農家住宅建築のため、農地転用申請をされています。現在、被設定人と家族は同居であるが、家族の増加により現在、住まいが手狭になったこと、また

将来的な親の介護を考えると、住宅用地を確保する必要があると判断され、加えて親が営んでいる農業を共に営み、継承するために、耕作する農地の近隣に住宅を建築することが必要だと考えておられます。

設定人は現在農地●反、主に稲作をされており、高齢になり、一人での農地管理で作業が困難であるため、被設定人も土、日、祝日等には農業の手伝いを行っておられます。また、田植えの時期、稲刈りの時期、農繁期には勤務の調整を行いながら農作業を行い、農業後継者として取り組んでおられます。

住宅建築に当たっては、周囲に自己所有の農地しかなく、迷惑をかけることはありません。また、水利関係の承諾も受けておられるので問題ないと考えています。

以上よろしくご審議お願いします。

事務局

事務局から説明させていただきます。

農地区分は2種農地と判断しています。農地法施行規則第46条の規定により、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域でその規模がおおむね10ha未満であり、農地法施行規則第46条に基づき、第2種農地と判断するというところでございます。

被設定人の●●●●●氏は設定人である父の●●●●●氏から農地を継承し、農業経営を行っていくため、農地用住宅1戸を設定人所有地に建築するものであり、当該土地以外に目的を達成することができる土地がなく、周辺の候補地を当たっていただいて、購入可能な近隣住宅地の買収や分譲地の購入も検討しましたが、交渉がうまくいかなかったり、所有農地から距離が遠い等で農業経営を行うには適さず、この土地しか目的を達成できないということで、この土地に農家用住宅を建築することになりました。

申請面積等も適正であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないため、許可相当と判断すると考えています。

以上よろしくご審議お願いします。

議長

皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員

市街化区域の近隣とのことですが、高向・上原の開発のところは、市街化になっているのですか。

委員

開発をしているところは調整区域のまま事業を進めるようです。

委員

調整区域のまま進めるのですか。

委員

市街化に変更せず進めるそうです。

委 員 市街化の近隣とはどの辺りのエリアを指すのですか。

事務局 市街化の傾向の著しい区域に近接ということですが、近くまで市街化区域が来ていますが、ここは調整区域でくろまろの郷や公共施設もありますが、10haほどの農地がかたまってあるところでもないので、2種農地と判断しています。

委 員 ふつうの場合は1種農地ですか？

事務局 10haを一団で超えると1種農地ですので、許可をする上でさらに厳しく選定されるということになります。

委 員 本来、農地に建物は建てられないというのが定説ですが、2種でこういう場合は許可されるということですか？

事務局 農家住宅ですので2世帯で1回、住宅を建てることができるという話になってくるかと思います。今現在、●●●さんは農業をやっておられて、農家用住宅を建てたいというので、まだ1度も建てておられなかったということです。農家用住宅を建てることも可能であるということです。

委 員 基本的には甲種農地や第1種農地は原則許可できないのですが、第2種農地については、第3種農地等に建てるのが困難な場合は許可しても良くて、第3種農地は原則的には許可しても良いというメルクマールになっています。これが市街化区域になると許可自体いらなくて、届出だけで良いということになっています。

議 長 他にご意見ありませんか。

委 員 あえて、使用貸借にされているのですか。

事務局 ●●●●●氏がローンを組んで父の土地に家を建てるということですので、使用貸借でローンが組まれているという形になります。

議 長 他ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第 18 号 2 番案件の朗読をお願いします。

事務局 【2 番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第 18 号 2 番案件につきまして、ご説明させていただきます。
6 月 1 日に申請地の●●で●●氏とお会いし、お話を伺って参りました。

【場所説明】

現在、●●氏は●●●●にお住まいで、お勤めは●●●●●ということもあり、農業に対しての意識が高く、休みの日には実家の家族とともに申請地の近くにお持ちの農地で主に米を栽培されています。立会い時には農作業も住まいが近くなり便利なるから良いと仰っておられました。また子どもさんも 1 歳になられて、実家も近く、環境もよいので今回の申請に至ったということです。

以上よろしくご審議をお願いします。

事務局 事務局から説明させていただきます。

農地区分は 3 種農地と判断しています。申請地から 300 m 以内に南海電気鉄道●●●●駅があるため、農地法施行規則第 43 条第 2 号の規定に基づき、第 3 種農地と判断しました。第 3 農地なので代替性は問われませんが、●●さんはさまざまな土地も検討されましたが、今回の申請地以上に農業を継承するのに適した土地がないということです。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 農家用住宅建築ということは、その土地が農地であっても、その人が他で農業をするために居住する農家用住宅にさせてほしいということですね。農業をしないなら許可はできないのですよね。

事務局 調整区域は開発許可が下りない、建物が建たないということになりますが、開発の条件で農家用住宅の場合は例外的に建築が認められています。農地法上の規制というよりも開発許可の話になり、仮にここが農地ではなかったとしても調整区域ではなかなか建物は建たないですが、農家用住宅であれば例外的に建築ができるということになっています。

委 員 農業後継者が建てるということですか。

事務局 1000 m²以上の農地を管理する必要があるれば、府の確認はありますが、要件

を満たす方であれば農家用住宅の建築が認められています。あまり小さな家庭菜園のような農地などは認められないですが、一定の面積をお持ちでそれを管理しないとならない場合には認められます。ただ、先代の方がすでに建築しておられる場合には、そこに住んでくださいということで認められないケースがあります。今回は府の方にも確認していただいて開発に問題がないと聞いています。

委 員 住宅を建てる場合の確認申請ですが、許可があれば、府で確認申請をとるのですか。

委 員 建物を建てる許可条件と農地転用の許可の条件が違うという説明を今、事務局がされたのですが、農地の転用許可がこの土地が2種になるか3種になるかということで、以前2種にガレージを建てることを認めたことがあったと思いますが、その場合には農業をするために家を建てるということは問題になりません。

ただ、調整区域に建物を建てられるかということになると、大阪府で判断されています。その許可が下りる見通しがある建物は建てられると説明されています。そのことが必ずしも農地法転用の許可とは結び付いてはいなくて、農地が2種なのか3種なのか、あるいは1種だったら、いくら農業用の建物であったとしても絶対に許可できません。それぞれで許可していることが違うので、必ずしも2種農地、3種農地の時に農家をされる建物が建つことが転用を認める農地法の許可の条件ではないということです。

事務局 今回3種農地ということで、農地転用の許可自体は比較的緩やかな基準で行われます。原則許可可能という状態です。ただ、目的としている建物の建築、住宅の建築のための造成というのがそもそも認められないと、農地転用する必要もないので、今回の場合は農地転用の方の基準は比較的緩いのですが、開発の方も許可の見込み、建築ができる見込みがあるという両方が揃わないと許可はできないということで、事前に府の開発の部局に相談に行っていて、開発許可が下りるのか、または農家用住宅で許可が不要なのかを確認していただいて、今回の場合は農家用住宅で開発許可は不要になりましたので、農地法の基準さえクリアできれば許可が下ります。もし開発許可が必要となれば、開発許可と農地転用の許可と片方だけというわけにはいかないなので、両方の協議が整ったところで同時許可という形をとります。今回の場合は開発許可が不要でしたので農地転用の方だけ通れば建築ができます。

議 長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第 19 号 1 番案件につきまして、事務局から案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第 19 号 農用地利用集積計画の作成について

【1 番案件 朗読】

なお、今回諮問があった案件は、すべて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の従事日数などの要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第 19 号 1 番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、●●氏が経営規模を拡大するため、貸し手の●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

借り手の●●氏につきましては、令和 3 年度に本市の農業研修講座を受講されました。その後お勤めの会社を退職して専業農家として営農されており、野菜、果樹、花卉を生産されています。

現在、●●地区及び●●地区で営農しておられ、今後も経営規模の拡大を計画しておられます。

当該農地では主に野菜類を栽培し、収穫物については、主に市内直売所に出荷する予定です。

一方、貸し手の●●氏はご自身も営農されていますが、体力面等の問題から経営規模を縮小するため、当該農地を●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第 19 号 1 番案件について、ご説明させていただきます。

立会い日は令和 6 年 4 月 26 日、立会いは農地貸付者の●●氏、農地借受者の●●氏と●●氏の母親、農林課、農業委員事務局です。

【場所説明】

●●氏は令和３年に本市の農業研修講座を受講され、野菜、果樹、花卉を栽培されています。現在は●●地区、●●地区においてふたりで営農されており、収穫物は市内の直売所で販売されていると聞いています。今回の当該地では、エンドウ、きゅうり、じゃがいも等の作付けされ、きれいに管理されています。貸し手の●●氏ご自身も営農されていますが、体力的に問題があり、経営規模を縮小し、当該農地を親族の●●氏に任せるといった意向です。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。ここで傍聴者の退席となります。

(傍聴者退席)

次、議案第１９号２番・３番案件の朗読を事務局からお願いします。

事務局 【２番・３番案件 朗読】

農林課 議案第１９号２番・３番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●氏・●●●氏との間で３年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回で２回目の更新となります。

借り手の●●氏は、河内長野市及び住所地である●●●●●において、約●haの農地にて水稻や野菜等を中心に栽培しており、一部は市場へ出荷もされています。

当該農地については、●●地区●●工区のほ場整備地内に位置しており、同工区内には●●氏の農地もあることから、周辺の営農環境や栽培条件については、充分熟知されています。

当該農地では、主に水稻と、一部野菜の作付けを予定されています。

一方、貸し手につきましては、●氏は自営業を営んでおり、●●●氏は経営規模を縮小していることから、農地の維持管理が困難であるため、同じ地区内で営農されている●●氏に、引き続き農地の管理を任せたいという意向を持っております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第19号2番・3番案件について、ご説明させていただきます。

2回目の更新ということになりますので、両者は立会いはなしということで、私の方で借り手の●●氏に農地確認の日時を連絡し、5月24日に行ってまいりました。

【場所説明①】

当該農地は湧水の量も多く、水路も道路も整備されていて日当たりも良く、山間部にしては非常に日照時間が長いです。農地はすでに草刈りも済ませ、田起こしもして、水稻の前準備をされていました。

借り手の●●氏は現在68歳とお若く、定年退職後、父の後を引き継ぎ、約●●反の農地を水稻●反、畑作●反ほど耕作されています。畑では旬の野菜類を栽培されているとのことでした。当該農地は数年前まではじゃがいもを栽培されていましたが、近年は水稻のみにしたとのことでした。農業機械もすべてそろっているので奥様と2人でやれると仰っていました。

生産したものは祖父の時代から堺市内の市場に出荷されており、市場の方から集荷に来てくれるので、持ち込みや引き上げしなくてもいいので非常に助かっているとのことでした。

貸し手の●氏は自営業で建具の仕事を営まれていて非常に忙しく、農業との両立は難しく、同じ地区内で営農されている気の知れた●●さんに引き続き農地の管理を任せたいとのことでした。

続いて、●●●氏の案件についてです。

【場所説明②】

●●●氏も高齢になってきて、耕作地区も縮小していて、当該農地の維持管理が難しくなってきたため、同じ地区内で営農されている気心知れた●●氏に引き続き農地の管理を任せたいとのことでした。

●●氏は会社勤めの時も休日は農作業をされていて、経験豊かな方で丁寧な作業をされていますので私も安心しております。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委 員 農地にはどう入っていくのですか。

委 員 圃場整備された土地で、大きな道が下の土地まで続いています。

議 長 他にご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

議 長 次、議案第 19 号 4 番案件の朗読を事務局からお願いします。

事務局 【4 番案件 朗読】

農林課 議案第 19 号 4 番案件について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、借り手である●●●氏が父親の●●氏から農業経営を引き継いで就農するため、●●氏が●氏との間に結んでいた契約を引き継いで利用権を設定するものであります。

議案上は新規案件となっておりますが、営農の形態としては継続という形になっております。

●●氏は、18歳の頃から2年ほど松原市の農家でアルバイトとして働いた後、当該農地及び●●地区の農地で営農する父親のもとで経験を積んでこられました。そしてこの度●氏との契約を更新するタイミングで、父親から農業経営を引き継ぐこととなりました。

今回の利用権設定農地では、父親や兄弟と共にレンコン、里芋、イチジクを主として栽培しているほか、販売先からの要望に応じて各種野菜類の栽培を行っており、今後もさらに経営規模の拡大を計画しております。

生産した農作物については、主に市内の住宅街への訪問販売を行っており、収穫量によっては直売所へ出荷する場合もあるとのこと。

一方、貸し手の●氏におかれては、所有している農地の中でも自宅から離れた当該農地については、引き続き維持管理を任せたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第 19 号 4 番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

5月21日借り手の●●氏、貸し手の●氏、農林課、農業委員事務局で現地で

お会いして利用状況等についてうかがってまいりました。本件につきましては借り手の●●氏が父親の農業経営を引き継いで利用権を設定されていますので、新規となっていますが、実質継続の更新です。

栽培作物はレンコン、里芋等を中心に栽培されています。日野の方でも土地を借地されて同じような農作物を作っておられ、あすかでくると訪問販売など得意先200件を超えるそうです。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委 員 お米は作られていないのですか。

委 員 畑作中心で里芋、●●地区では珍しいですが、レンコン栽培を主にされています。湿り気のある農地で、下の農地に迷惑をかけたりするので水の管理等が難しいと仰っておられました。

委 員 地図で見て東側は全部田ですか。

委 員 全部田でしたが、今は荒れて貸農園のような使い方をしています。

委 員 機械通ることができるのですか。

委 員 コンバインとトラクターがぎりぎり通れる幅です。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。ここで農林課は退出していただきます。

(農林課退出)

次、議案第20号案件の朗読と説明を事務局からお願いします。

事務局 議案第20号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

【案件 朗読】

引き続き、議案第8号案件につきまして、ご説明申し上げます。

先般、令和6年度の農地利用最適化推進の目標を立てましたが、令和5年度の基準の数字を拾ってきています。

まず令和5年度の状況ということで、農林業センサスの報告書を基にした数字を記載しております。耕地面積が470ヘクタールとなっていますが、令和6年度は地域計画区域内の農用地及び生産緑地の面積が耕地面積となりますので、442ヘクタールになります。

続いて最適化活動の成果目標について、農地の集積率の最終目標は25パーセント、令和5年度中に1ヘクタール、6.4パーセントでしたが、実績では新規集積面積は0.1ヘクタールとなっています。昨年度利用集積はあったものの、その段階では国の認定版農家の方しか計上できないことになっていました。今年度はさまざまな方の集積率を合計できることになりました。その上で、国版認定農家の方でなくなられた方ややめられた方がいたため、実際の集積面積が28.5ヘクタールとなってしまい、増加よりも減少が目立つ結果となりました。

次に遊休農地について、1号遊休農地面積の現状は別紙のとおりで、実績としては緑区分の遊休農地は0.08ヘクタールが解消され、圃場整備等によりわずかに解消されました。黄色区分は石仏地区で予定されている圃場整備により解消を目指すといった状況です。

次に農地の利用状況調査について、8月から3月までと記載しております。農業委員のみなさまに利用状況調査ということで見回りを行っていただいたことと、8月、9月、11月に農地パトロールを実施し、意見交換を行ったということでその内容を記載しております。

続いて新規参入の促進についてですが、現状は令和2年度に2経営体、3年度に4経営体、4年度に8経営体と増加傾向にありますが、目標では1.4ヘクタールくらい新規参入の方の面積に充てたかったのですが、実績は0.4ヘクタールに3経営体が参入となりました。指針では毎年3経営体くらいを目標としていましたが、面積はそこまで伸びませんでした。

次に最適化活動の目標では、1人当たりの活動日数は6日を掲げており、実績は約5.6日となりました。昨年は5.09日でしたので、少し増加したところです。活動強化月間ということで、先述の農地パトロールと、農地の集積で農地パトロールの結果を2月までかけてまとめたという内容になっています。

新規参入の相談会の参加ということで、令和4年度は●●委員、令和5年度は●●委員に日野のコミュニティセンターに行ってくださいました。

最後に推進委員等の点検、評価結果については、国の通知によって評価されることもあり、期待どおりの結果が得られたのは1名で、その他の方は下回る結果となっています。大阪の市町村全体的に苦しい評価結果になってしまう状況です。基準では6日から7日活動すると、4点加点されることになっており、1名の方がいくつか加点があり、新規就農の参入への貢献や活動日数による加点があり、期待どおりの結果が得られたということになりました。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件7件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。
本日、ご報告申し上げます案件は、1件でございます。
では、報告第13号案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【案件 朗読】

議 長 以上、報告案件1件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第 18 条第 3 項によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	新 谷 直 美	
署名委員	宗 野 敏 雄	

協 議 会

協議事項

- ① 7 月定例農業委員会について
開催日 令和 6 年 7 月 9 日（火）午後 1 時 3 0 分から
場 所 行政委員会室
- ② 農用地利用集積計画 更新案件の取り扱いについて
- ③ 活動記録カードについて（6 月分）
- ④ 生産緑地法に基づく生産緑地の斡旋協力について（依頼）
- ⑤ 大阪農業時報第 8 6 1 号について
- ⑥ その他

令和 6 年 6 月定例農業委員会出欠状況

【農業委員 14 名・推進委員 6 名】

番号	氏 名	委 員 ・ 役 職 名	出欠状況	備 考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	欠席	
12	前田 一郎	農業委員	欠席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	